第１９号議案

令和９年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針について

令和９年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針を別紙のとおり定めることにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１５号の規定により、議決を求める。

令和８年８月２４日

仙台市教育委員会

教育長　天野　元

別　紙

令和９年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針

仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者の選考は、下記により行う。

記

１　仙台市立鶴谷特別支援学校に選考委員会を設けて厳正を期する。

２　「調査書」及び諸検査並びに保護者を対象とした面接により総合的に行う。

３　諸検査は、小学校、中学校及び知的障害特別支援学校小・中学部の学習指導要領に示された内容に関する以下の活動を通して受検者に対して行う。

（１）作業についての諸検査は、作業の基本的な活動を通して行う。

（２）運動についての諸検査は、基本的な運動及び集団活動を通して行う。

（３）生活及びコミュニケーションについての諸検査は、（１）、（２）を含む活動全体を通して行う。

４　面接は、保護者が作成した「面接票」をもとに行う。

５　入学者選考の実施期日は、仙台市教育委員会が定める。